

供給用変圧器室の設置標準

供給用変圧器室により、集合住宅に供給する場合の施工方法は、以下による。

1. 変圧器室の位置

変圧器室の位置を設置するにあたっては、次の条件を満足する場所を選定すること。

- (1) 原則として地上1階、あるいは地下1階とする。
- (2) 当社配電線路になるべく近いところで、ケーブルの布設並びに変圧器の搬出入に支障のない場所。
- (3) 点検・保守のために、東京電力社員が常時、容易に出入りできる場所。
- (4) 浸水のおそれのない場所、腐食性又は爆発性ガスの発生するおそれのない場所。
- (5) 室内の温度を常に40℃以下に保てる場所。
- (6) 低圧幹線の電圧降下に支障を来さない場所。
- (7) 住戸部分と極力隣接しない場所。

2. 変圧器室の大きさ

- (1) 変圧器室の大きさは、建物の最終需要に基づき決定する。

この大きさの範囲は、第1表を標準とする。また、変圧器室の設計にあたっては、事前に東京電力と協議を実施する。

第1表 変圧器室の大きさ（最小有効寸法）

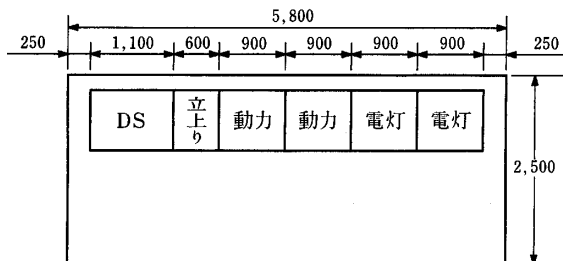
設置台数 変圧器 の配列	2 台		3 台		4 台		5 台	
	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
直 配 列	4.0	2.5	4.9	2.5	5.8	2.5	6.7	2.5
L 配 列	直配列を基本に両者協議により決定する。							

〔注〕 a. 有効寸法とは、柱や梁などの出張りによる影響を受けない内法寸法をいう。

b. L配列のコーナー部には、機器を設置しないことを原則とする。

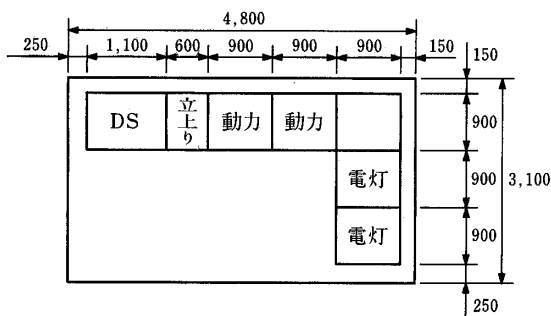
- (2) 変圧器室には， π 型断路器が施設される。
- (3) 変圧器室の配列例を次に示す。

第 1 図 直配列の場合の例（変圧器数：4 台）



- 〔注〕 a. 変圧器 1 台加わる毎に，間口方向に900mmを追加する。
- b. 変圧器容量は，100kVAとして算定。

第 2 図 L 配列の場合の例（変圧器数：4 台）



- 〔注〕 a. 変圧器 1 台加わる毎に，間口方向あるいは奥行き方向のいずれかに900mmを追加する。
- b. コーナーは原則として使用しない。
- c. 変圧器容量は，100kVAとして算定。

3. 変圧器室の構造及び設備

変圧器室を設ける場合は次により行う。

- (1) 天井の高さは床上2.5m以上とする。(中形変圧器を用いる場合、及び垂直母線フレームによる場合は2.7m以上とする。)
- (2) 変圧器室の側壁及び天井は、鉄筋コンクリートまたはブロックなどの堅ろうな耐火構造のものとする。
- (3) 出入扉は防火戸とし、その大きさは、高さ2.0m×幅1.2m以上とする。
また、鍵は東京電力が支給するピラー用錠とし、お客さまが取り付け。
- (4) 変圧器室には原則として窓を設けない。
- (5) 区画内には、他の用途に供するガス管、油管、水道管を貫通させない。
- (6) 変圧器室内には原則として、お客さまの機器を設置しない。
- (7) 変圧器室には消火器を設置する。ただし、自動消火装置が変圧器室内に施設されている場合はこれによる。
- (8) 照明設備は、床上において50ルクス以上の照度を有する照明器具及び点滅器を施設する。
- (9) 変圧器室内の温度を40℃以下に保つための換気設備は、次により施設する。

設置場所	換気設備
変圧器室の位置が地上階にある場合	給気については給気口（ギャラリー）による自然換気、排気については換気扇等による強制換気とし、この構造は給排気とも、直接外気に開放されるもの
変圧器室の位置が地下階にある場合	給排気とも、強制換気